

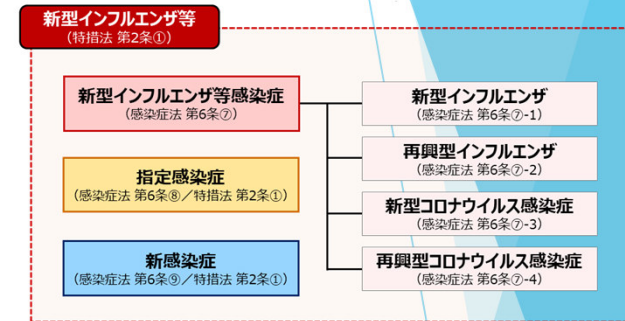
八代市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定のポイント

八代市役所 健康福祉部健康福祉政策課

八代市新型インフルエンザ等対策行動計画について

▶ 対象となる感染症

「新型インフルエンザ等」とは、季節性インフルエンザとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスであって、国民の大部分がその免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの。新型インフルエンザだけでなく、新型コロナウイルスや未知の呼吸器感染症等も含まれる。



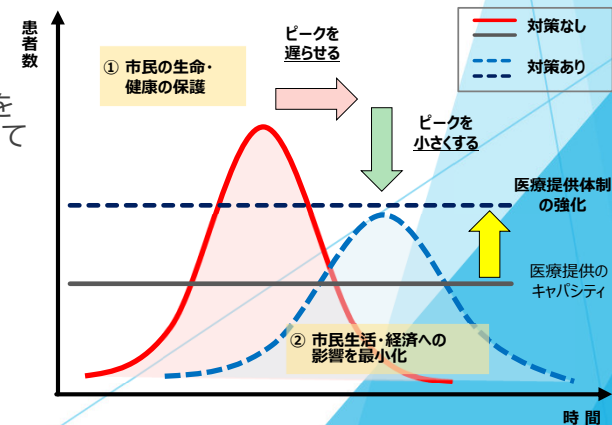
▶ 計画改定の経緯

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、本市においても、市民の生命及び健康が脅かされ、学校等の休校、イベント自粛や不要不急の外出自粛などの行動制限に加え、感染に伴う偏見や差別、誤・偽情報が広がるなど市民生活や社会経済活動は大きな影響を受けることとなった。

このような新型コロナ対応により明らかになった課題や関係法令等の改正等を踏まえ、約10年ぶりとなる令和6年(2024年)7月に「政府行動計画」が全面改定、令和7年(2025年)3月には「県行動計画」も全面改定されたことに伴い、それらに基づき改定。

▶ 計画の目的・位置付け・期間

- ・ 新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定される市町村行動計画として策定 ※今後、BCP(業務継続計画)を策定予定
- ・ 感染拡大防止により、流行ピークを遅らせ小さくすることで、「市民の生命及び健康を保護」し、「市民生活及び経済の影響を最小化」を図る
- ・ 概ね6年ごとに改定予定 ※新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験をもとに随時見直し



計画改定に係る主な変更点

▶ 変更点① 時期区分の再編

- ①-1 従来の6つから3つの時期区分に再編
- ①-2 発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえて、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

▶ 変更点② 対策項目の拡充

- ②-1 対策項目について、従来の4項目から7項目に拡充
- ②-2 各対策項目における準備期(平時)の取組を具体化

▶ 変更点③ 実施体制の明確化

- ③-1 意思決定や指揮命令系統を明確化し、計画の実効性を確保
- ③-2 従来の実施体制を整理し、本部員に支所長及び八代広域行政事務組合消防本部の消防長を追加

主な変更点①-1

- ▶ 「政府行動計画」及び「県行動計画」における時期区分の変更に伴い、時期区分を6つから3つへ再編し、対策を切り替えるタイミングを明確化
- ▶ 市が実施する対策について、対策項目ごとにそれぞれの時期区分における取組内容を記載

<従来の時期区分>

未発生期
海外発生期
県内未発生期
県内発生早期
県内感染期
小康期

変更

<新たな時期区分__想定される時期・期間>

準備期 (平時)	<ul style="list-style-type: none"> • 新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表 ▶ 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置 ▶ 政府対策本部による基本的対処方針の策定・実行 ▶ 必要に応じて、市対策本部の設置を検討
対応期	<ul style="list-style-type: none"> • 政府対策本部及び県対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策等を講じる期間 • 中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに4つのフェーズに区分 <ul style="list-style-type: none"> (A) 封じ込めを念頭に対応する時期 (B) 病原体の性状等に応じて対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> ※新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、特措法に基づく市対策本部を設置 (C) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (D) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

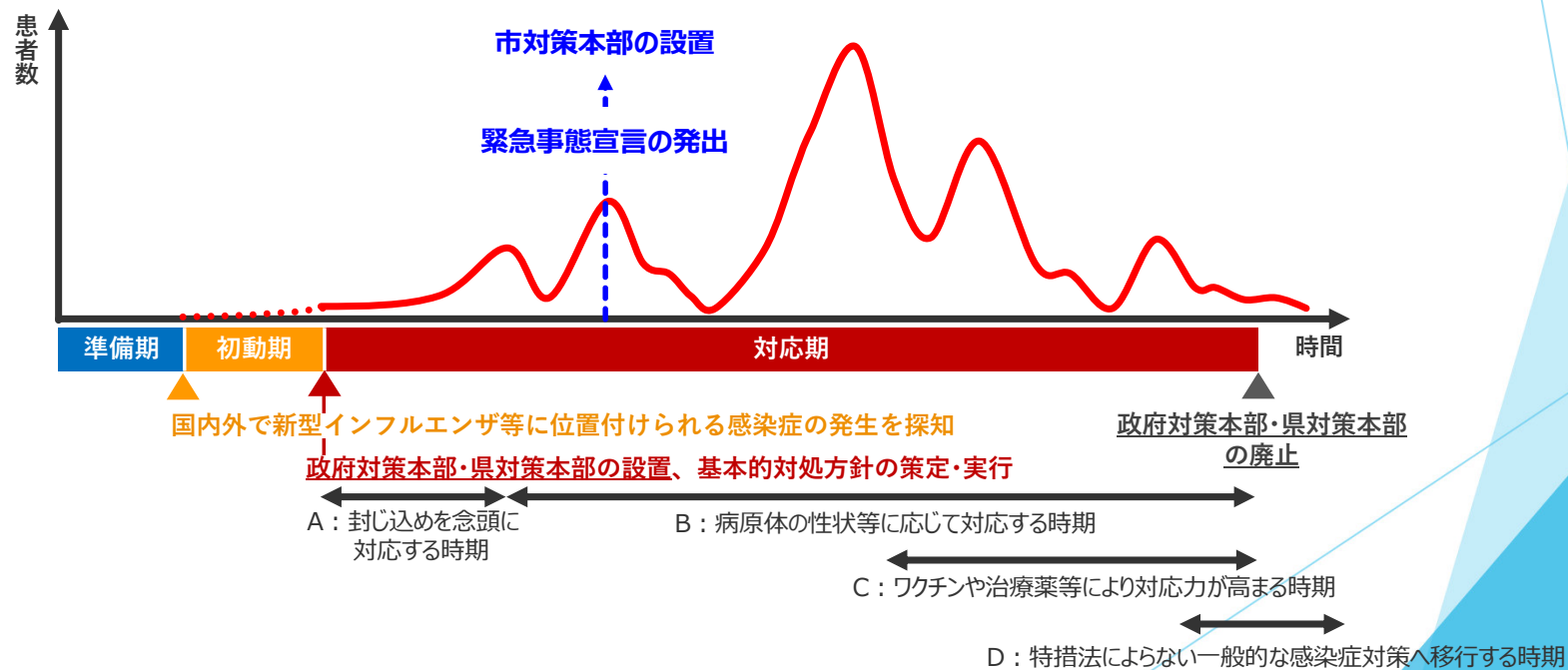
※従来の計画では、時期ごとに実施する対策項目と取組内容を記載

※新たな計画では、対策項目ごとにそれぞれの時期区分に応じた取組内容を記載（本編P.25-42）

主な変更点①-2

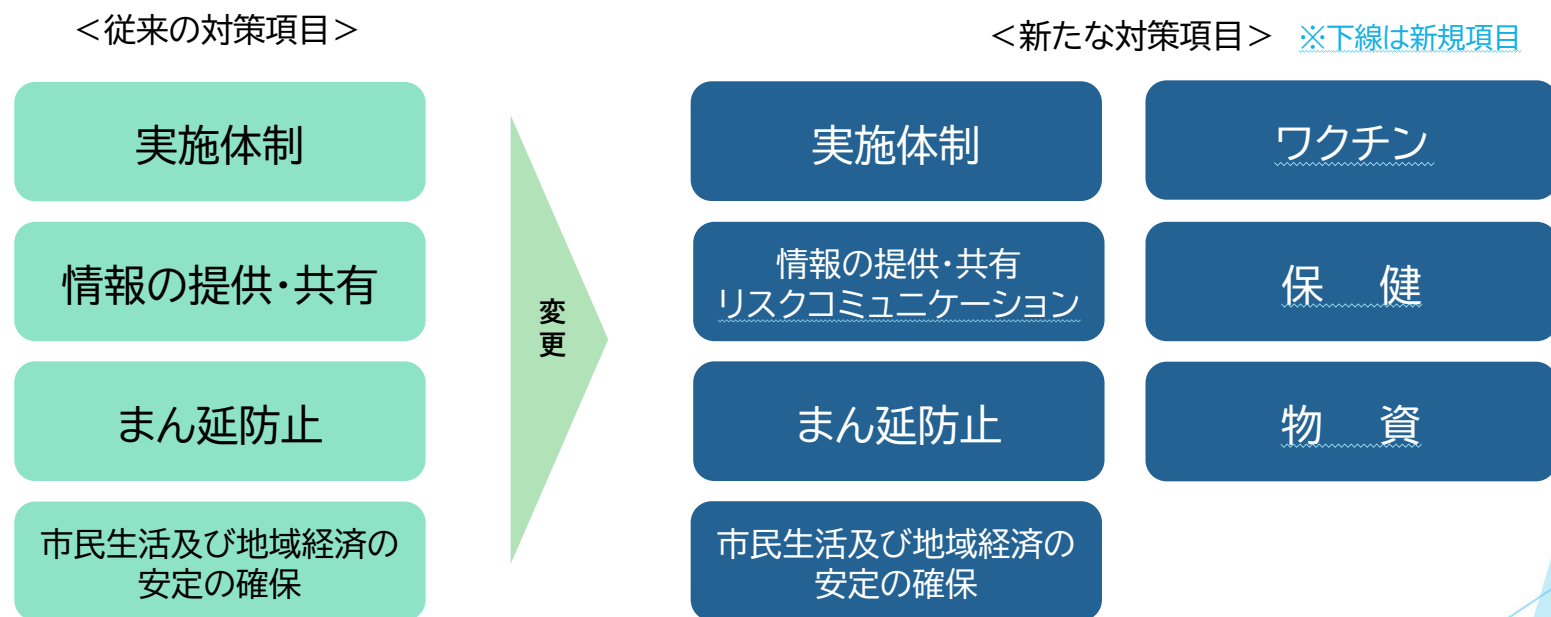
- ▶ 発生した感染症の特徴や感染症危機の長期化、流行状況の変化等を踏まえて、**柔軟かつ機動的に対策を切り替え**
- ▶ 実際の感染症危機においては、**様々なパターンが想定されることに留意が必要**

※下図は①-1の新たな時期区分のイメージであり、感染症の特徴等により、初動期が極端に短くなる場合や、対応期Aから対応期B・Cを経ずに対応期Dに移行する場合などもパターンは様々となる。



主な変更点②-1

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、対策項目を4項目から7項目に拡充



主な変更点②-2

- ▶ 役割分担や連携体制を構築し、**準備期(平時)の取組を具体化**
- ▶ **平時の備えを充実**させ、県等との実践的な訓練に参加し、より迅速な初動体制を確立

実施体制(本編P.25)

- ▶ 実践的な研修及び訓練の実施
- ▶ BCPの作成
- ▶ 国及び県等との連携強化

情報の提供・共有 リスクコミュニケーション (本編P.28)

- ▶ 感染症対策や感染症情報等の提供
- ▶ 感染者等へ差別や偏見防止の啓発
- ▶ 情報の提供・共有体制の整備

まん延防止(本編P.31)

- ▶ 感染症対策実施の呼びかけ
- ▶ 感染拡大時の対応への理解促進

市民生活及び地域経済の 安定の確保(本編P.39)

- ▶ 情報共有体制及び支援体制の整備
- ▶ 物資及び資材の備蓄

ワクチン(本編P.32)

- ▶ ワクチン接種体制の構築、役割分担
- ▶ 予防接種等への理解促進

保健(本編P.37)

※対応期のみ取組

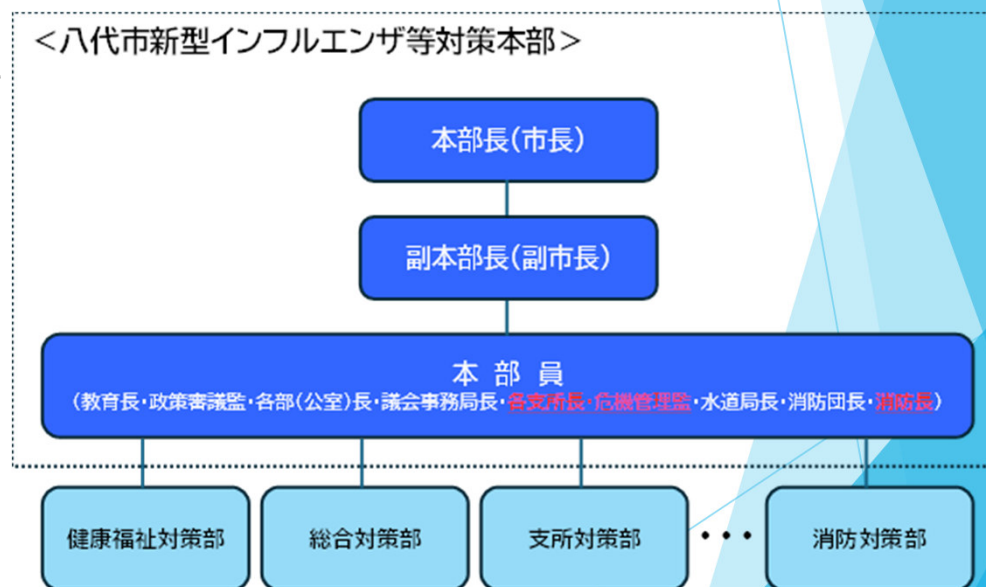
物資(本編P.38)

- ▶ 感染症対策物資等の備蓄
- ▶ 定期的な備蓄状況の確認

※各対策項目の準備期(平時)における取組内容について、一部を抜粋して記載
※対策項目の下線部分は、新規の対策項目

主な変更点③-1.2

- ▶ 感染症の特徴や流行状況等に応じて、対策を検討・立案・実施する必要があることから、意思決定や指揮命令等を行う実施体制を明確化
- ▶ 市長を本部長とした対策本部を設置し、「感染拡大防止」と「社会経済活動」のバランスを踏まえた調整を行う
- ▶ 八代市地域防災計画における災害対策本部に準じ、本部員に支所長、危機管理監及び消防長を追加



※新型インフルエンザ等のまん延の規模等により、必要な対策部を設置